

新しいNISAが始まります！

平成30年1月から つみたてNISAが始まります



つみたてNISA（ニーサ）とは、少額からの積立・分散投資によるお客様の資産形成を目的として作られた、新しいNISAです。現行120万円NISAの運用期間が5年間であるのに比べ、つみたてNISAは20年間非課税で運用することができます。

つみたてNISAの5つのポイント

point 1

毎年40万円まで非課税投資ができます。非課税枠は20年間で最大800万円です。

point 2

株式投資信託の収益分配金や譲渡益などが最長で20年間非課税となります。

point 3

定時・定額積立での買付けに限定します。
*年間40万円を超える積立金額の設定はできません。

あらかじめ長期の資産運用に適した商品を厳選しています。

point 4

長期の資産形成に適した株式投資信託(※)に限定しています。

point 5

つみたてNISAと現行NISAのどちらかを選択してご利用いただきます。
*同一年に併用はできず、また変更する場合は暦年単位となります。



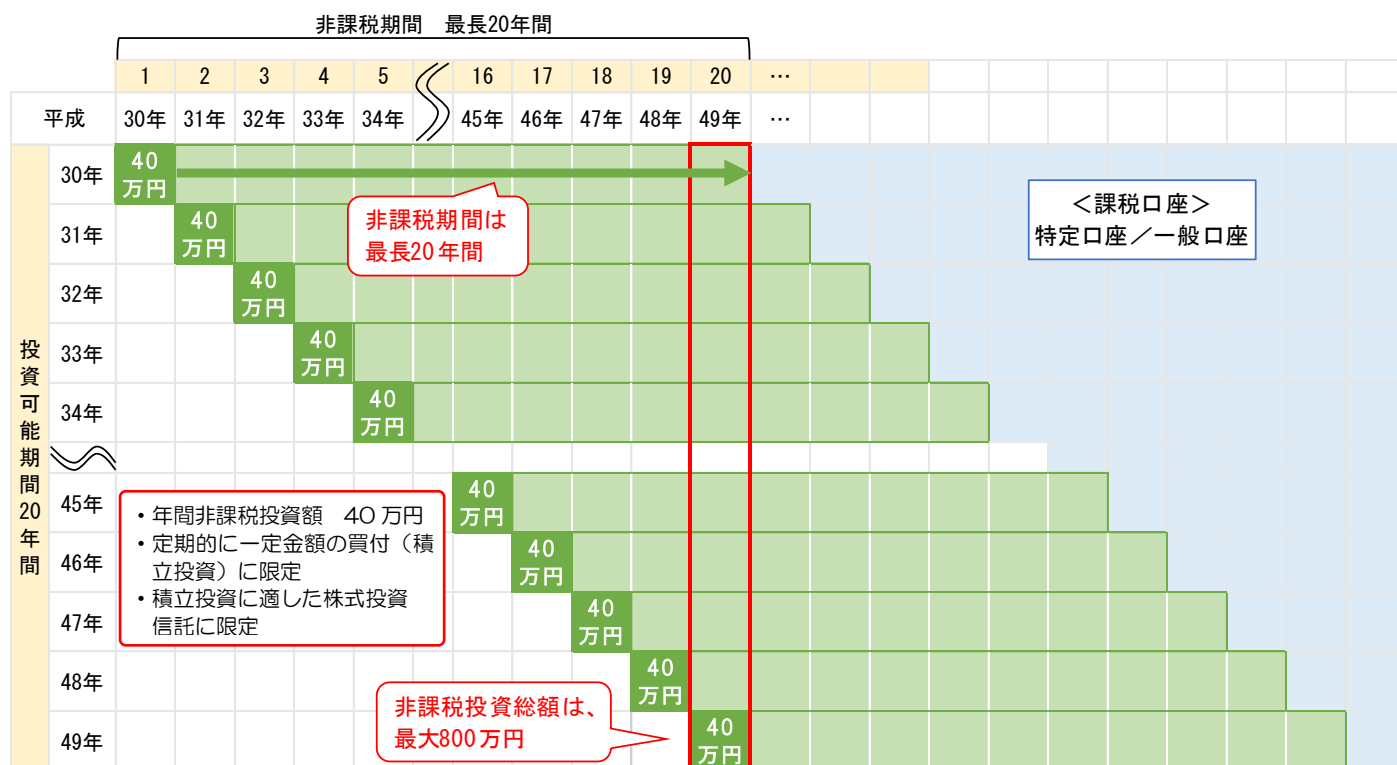
つみたてNISAと現行NISAの比較

	つみたてNISA	現行NISA
口座開設対象者	20歳以上の居住者等	
年間の非課税投資枠	40万円	120万円
非課税投資総額	800万円 (40万円×20年)	600万円 (120万円×5年)
非課税期間	最長20年間 (投資をした年を含めて20年後の12月末まで)	最長5年間 (投資をした年を含めて5年後の12月末まで)
投資可能期間	平成30年から平成49年まで	平成35年まで
投資対象商品	長期の資産形成に適した株式投資信託※	株式投資信託
非課税の対象	NISA口座内の株式投資信託の収益分配金や譲渡益など	

※当行で取扱う「つみたてNISA」の投資対象商品は、以下の条件を満たす、限定された商品です。

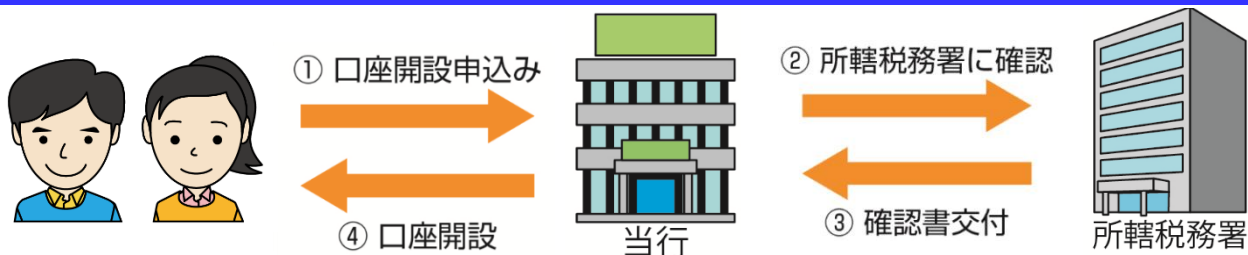
- ①②～⑥の所定の要件を満たす投資信託として、監督官庁に届出がされていること
- ②購入時手数料なし（ノーロード）、解約時手数料等もないこと
- ③信託報酬が投資信託の種類ごとに一定の上限内であること
- ④毎月分配型でないこと
- ⑤長期の資産形成に向けて、資産の全部または一部を株式で運用する商品であること
- ⑥その他一定の事項

つみたて NISA のイメージ



*つみたて NISA は現行 NISA と異なり、期間終了後の新たな投資枠への移行はできないことにご注意ください。

つみたて NISA 口座開設の流れ



- ① 口座開設申込み 「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」を提出いただきます。
- ② 所轄税務署に確認 所轄税務署にて申請内容の確認が行われます。
- ③ 確認書交付 所轄税務署の確認が終了すると、当行へ「非課税適用確認書」が交付されます。
- ④ 口座開設 当行にて、つみたて NISA 口座を開設します。

＜口座開設に必要なもの＞

お届出印、個人番号を確認することができる書類（個人番号カード、通知カードと運転免許証や健康保険証などの身元確認書類等）、「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」（当行にございます）

※当行で NISA 口座を開設済みのお客さまで平成 30 年からつみたて NISA をご希望のお客さまは、お手続きが必要となりますので、お近くの支店へご相談ください。

- つみたて NISA 口座開設に関する最終的な判断は、お客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。
- 当資料の記載内容は、平成 29 年度税制改正の内容を反映したものですが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。また今後の税制改正等により、当資料の記載事項と内容が変わる可能性があります。
- 当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 具体的な税法上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。

商号：株式会社富山第一銀行
登録金融機関：北陸財務局長（登金）第 7 号
加入協会：日本証券業協会